

大豊町告示第129号

『「工事費内訳書」の様式の変更』及び『労務費ダンピング調査』について、次のとおり定める。

令和8年10月1日

大豊町長 下村 賢彦

令和7年12月12日施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）に伴い、大豊町が発注する建設工事における「工事費内訳書」の提出について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 工事費内訳書の様式の変更について

令和8年10月1日以降の公告及び指名通知を行う工事を対象とする工事費内訳書の提出は、追加項目（以下「労務費等」という。）を記載した様式とする。（別紙1のとおり）

ア. 直接工事費のうち材料費

イ. 直接工事費のうち労務費

ウ. 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額

エ. 現場管理費のうち建退共制度の掛金

オ. 工事原価のうち安全衛生経費

ア. 材料費、イ. 労務費については、必須の記載。市場単価方式や標準単価方式など必須項目の工種がない設計書等により、すべてを計上できない場合は、労務費等の該当項目欄に「算出不能」、「計上不可」等、その旨が分かるように記載してください。

ウ～オについては、国土交通省が策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にしてください。

2 工事費内訳書の労務費等の記載不備について

労務費等の提出は、入契法第12条の趣旨を踏まえたものですが、入札段階で記載漏れ等があった場合の契約上の取扱いに法令上の規定はないため、工事費内訳書の労務費等の不備については、暫定的に無効としないこととする。ただし、工事費内訳書に労務費等の金額が記載されていない、又は様式間違い等により労務費等の事項欄がない、労務費等が内数になっていないなどの不備があった場合は、別途、発注機関より、報告を求めることとする。

なお、労務費等以外に不備があった場合（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や入札金額と一致しないなど）は、これまでどおり工事費内訳書を無効とする。

3 大豊町が発注する建設工事における労務費ダンピング調査については、ガイドラインに基づき、令和8年10月1日以降に行う指名競争入札に対して実施し、その対象工事は当面の

間、以下に限定する。

対象金額：請負対象金額 5,000万円以上

工事費内訳書に記載した直接工事費が一定の水準を下回った場合、開札後速やかに労務費又はその理由の確認を行う。理由の確認にあたり、書面が提出されない場合や、理由の回答がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。